

被告代理人

乙第5号証を示す

この陳述書という文書は、あなたがつくられたものですか。

はい、そのとおりです。

ここにある辻徹という筆跡、これはあなたの自筆ですか。

はい、そうです。この判も。

あなたのものでしょうか。

そうです。

ここに書いてある内容は、あなたがつくられたのだとわかっていますね。

はい。

これからこの町会館の増設に当たっての、助成金申請についてお尋ねします。以下、本件申請という言い方をしますので、そのことを前提にお答えくださいね。

はい。

乙第5号証によりますと、あなたは若樫町内会の会長をされたことがあるわけですね。

はい。

平成16年から18年、これは間違いないですね。

はい。

あなたが会長時代に本件申請をされたということですね。

はい。

甲第17号証を示す

これは、平成15年度の若樫町の総会の議事録ですけど間違いないですか。

はい。

開催日が16年3月27日、すなわち平成15年度の最後の段階での総会ですね。

はい、そうです。

その中の議案第3号に、地車倉庫建設についてという議案が上がっているんですが、この地車というのはだんじりのことですか。

はい、そうです。

これについては、町民より異議あり、今すぐ賛否をとらず、一たん留保して改めて採決をすることで合意したと。

はい、そうです。

これは間違いのないですね。

はい。

その後、16年、次年度の新役員紹介ということで、役員紹介事項があるんですが、あなたはこの15年度の総会に当然出席していたわけですね。

はい。

それで山田副会長より紹介があつて、役割等の説明を受けたということですね。

はい。

一たん留保されていたものが、あなたの会長時代、すなわち平成16年11月になって、本件申請するに至ったんですが、これはその平成15年度の総会の後16年11月までの間に、改めて地車についての倉庫に申請するという、総会なり役員会なりの決定があつたんでしょうか。

はい、ありました。これは実は、若樫町のだんじりは、法橋屋さんという会社の倉庫を借りてだんじりを入れてあつたわけです。それを法橋屋さんも借り手がついたさかいに、カーペット屋に貸すと。それでだんじりをもう出してくれと、そう言われたもので、とにかくどうしようということで、役員会で、これはだんじりがそこを断られたら、普通の貸し倉庫なんかに預けたら、月大きな金が要るんで、これは建てやんとしゃあないということで、役員会で話し合いをしました。そ

れから総会をしたときに、一応役員に一任すると。ただし、町会の金は限りがあるもんやさかい、安いもんにしてくれと。金は余り使わんといてくれということでした。それから役員会で、これはどないしようと言うたら、市の補助金があるということがわかって、それで市の補助金ということで市に相談して。

そこまでで次聞きますけどね。そうすると平成16年度になってから、すなわち平成16年4月以降に、今あなたがおっしゃったように、だんじりを置いていた民間の土地建物がほかへ貸されるということで、そこを使えなくなったと。こういうことですね。

はい、そうです。

今おっしゃった、貸してくれていた人は何という方ですか。

法橋です。

それは個人の名前ですか。

個人の名前です。

そこから言われたんで、急遽今おっしゃったような総会、そして役員に一任ということを取りつけて、本件申請に至ったということですね。

はい、そうです。

それで今、一つちょっと離れるんですが、この裁判になってからこの16年度の町会の書類、これがあれば出してほしいということを裁判所から若樫町会のほうに文書で通知したんですが、もう慣行的に2年で処分していると、こういう返事が来ているんですね。

はい。

甲第22号証を示す

これが今言った、裁判所から平成21年11月ないしは12月に町会へ当てた文書でね、それに対する当時の会長の返事なんですけども、ここで慣行的に2年間としておりますので、お尋ねの15年度の書記は、既に廃棄して保

存されておられませんとなっているんですね。

はい。

これは事実ですか。

はい、そうです。

これは、2年というのはなぜですかね。

若樫町という町で、団体が6つあるわけです。町会、それから自主防災会、青年団、子供会、婦人会、実行組合とって農業する人の組合がある。そういう6団体の書類を保管する場所がないわけです。それと事務員がおったらきちっと整理できるんやけど、もうボランティアの人ばかりでば一っところ、置いておくれやさかいに、2年以上したらもう、何が何やらわからんようになってしまう。それでもう、一応それやったら、2年間というのは任期が2年やから、次の人が役員になったその2年間の説明やったら、私の2年前の説明はできるわけです。それで2年間ということにして、もう2年過ぎた、もう質問もないと。それでもう廃棄すると。こういう慣例になっているんです。

申請するということで、事前に役所にも相談したということですね。

はい、相談しました。

乙第1号証の2ないし乙第1号証の9を示す

まず、乙第1号証の2の助成金交付申請書というのは、本件申請の書類ですね。

はい、そうです。

ここに辻徹とあるのは、あなたですね。

はい。

この四角のは。

これは町会の判です。

町会の判ですね。

はい。

で、乙第1号証の3を見ますと、あなたの筆跡あるいは会長のところは、これはあなたの字ですね。

はい、そうです。

ところがそれ以下は、ちょっとあなたの筆跡と違うように思うんですけど、これはだれが書かれたんですか。

これは、担当者に説明してもらおうとってんけど、ちょっと悪いけど書いてくれへんかということで、担当者の山本君に書いてもらいました。担当者の山本さんに書いてもらったの。

はい。これは後でそれからサインしたわけです。

そうすると、事業計画書にある記載は一応書いてもらって、肩書と名前はあなたのほうで内容を確認して、署名押印したということですね。

はい。

これはもう、そのとおりですね。

はい、そうです。

それから、この乙第1号証の5、この図面も当然本件申請に当たってつけていた書面ですね。

はい、そうです。

この図面については後で聞きますが、それから乙第1号証の8を示します。18枚目ですね、ナンバー18と右上に印刷されている部分を示します。この見積書も本件申請に当たってつけて出したんですね。

はい、そうです。

この見積書を見積もった山田建設というのは、これはどういう関係になるんですかね。あなたの知人か何かですか。

同じ町会の人です。

同じ町会の方ですか。

はい。

そのナンバー18の右上に、電動シャッターW3.550, H=5.000となっている、この電動シャッターというのは、本件申請に伴う倉庫の出入り口のシャッターのことですね。

はい、そうです。

ここでHというのは高さですよ。

はい。

これは5メートルという趣旨ですよ。

はい。

間違いないですね。

はい、間違いないです。

そうすると、この本件申請は、若樫町会としては最初から5メートルを前提に申請していたのでしょうか。

そうです。

5メートルでしていたと。

はい。

ところが、今言いかけたことだと思んですが、乙第1号証の5、あなたのほうで添付した図面で見ますと、電動シャッターのところは3.35ですか。

はい。

5メートルのシャッターじゃないんですよ。

はい。

そうすると、先ほどの見積もりの5メートルと食い違うんですけど、この点はどうかね。

これは、もともと親会社で子供だんじりというのがありまして、それは結果的に高石のほうにあげたんですけども、その子供だんじりを入れるところを建てようと、そういう話もあったんです。そこへこの大

きな普通の地車を、法橋さんにあげてたやつを、これを出してくれと言われたんで、それでこの3メートルのこの図面というのは、子供だんじりのときにこの図面もつくってあったわけですよ、同じ設計会社で。それを何回も、これはどうやというて開議を役員会10人でやっているときに、出すのを間違うてこの3メートルの図面を出したわけです。それで、間違うてるちゅうことも知らなかったわけです、私は。あなたのほうは知らなかったの。

はい。

役所のほうから指摘はありませんでしたか。

いや、ありませんでした。

ないの。

はい。

では、あなたとしてはこの見積書でいって5メートルですね。

はい、5メートルと思ってました。

頭から思ってたの。

はい。

この子供用のだんじりの見積書はつくりましたか。

いや、つくりません。

それはつくってないの。

はい。

そうすると、あなたとしては、はなからもうずっと信じてたわけですね。

はい、そうです。

甲第8号証を示す

これは新聞記事ですが、これの3段組みになっているんですけど一番中間に、当時会長だったあなたのことですね、男性というのは。

はい。

これは間違いないですね。

はい，間違いありません。

最後に，うその申請をしたとは考えていないと記事に載っているんですけど，その前に，市に連絡せずに用途を変えた，申請時は備品を入れるつもりだったので，うその申請をしたとは考えていない，と言っているんですけど，これはどういうことでしょうかね。

これは，私もそのときに初めてわかったんですけど，このだんじり倉庫はあかんということを前提に，何や犯人扱いみたいな電話がかかってきて，私は疲れて仕事で5時ごろ帰ってきたら，5時前でした，電話があつて，新聞記者ですと。あんたのどこ，だんじりで補助金の不正申請してあるなど言うわけですね。何ですもんやと言うたら，ほんだらこれが，シャッターが3メートルとかそんな，そう言われたわけですよ。それでわしも3メートルで，何のこと言うているんかわからんだ。それで，あっこは3メートルの申請してあるて言われたさかいに，わしも返事に困って，どない言うていいんか，もうちょっと時間もあつたら，相談してちゃんとした回答ができるんやけど，それでこういうような記事になった。うそをつくつもりもないし，最初からそれをわかつたら，3メートルというのを最初から言わへんわけですもん。この新聞記者というのは，わしはこれ，告訴したろうと思うくらい腹立ってますもん。電話かかってきて，わし新聞社ですって電話かかってきて，それでいいかげんなこと言うて新聞のいじめに合うたと。これを取り上げた市議員も何ちゅうことやと。

だけど，あなたの真意は通じてないということですね，この記事は。

はい，そうです。

まず，3メートルで申請する意志は全くなかったということですね。

はい。

添付された図面が3メートルの図面というのは、これを指摘されるまでわからなかったの。

これは私のミスで間違うたんですけども、それを指摘されるまで忘れてました。そんなことないと思うてあるさかいに。ただそれは、間違うたということは私のミスと認めます。

現在あなたは会長ではないですね。

はい、ありません。

この本件申請対象の倉庫ですね、これには当時から紋みたいなものが入ってますね。

はい。

これは、何でそういう具合にしたんですか。

これは、大体うちのところって松尾連合という7台のだんじりがあるわけです。それで私ども南松尾校区では4台あるわけです。5カ所のうち4つあるわけです。それでよそが全部大紋が入って、紋が入っているさかいに、若樫町も入れてくれ入れてくれって、子供から何からみんなの希望で、ほな入れようかと、それで入れたわけです。

これはだんじり専用の倉庫ですか。それともほかの備品や何や皆、入っているんでしょうか。

だんじりは入れてますけど、ほかの備品も入れてます。背の高い備品もいろいろあるんで、それも入れてます。

併用しているということですか。

そうです。

そうすると、先ほど名前が出た市の担当者、山本さんというこの方は、面識はあったんですか。

いや、若樫町の同じ町内ですんで、昔から知ってます。

市の担当職員もたまたま若樫町の町内の住民で、顔見知りだったということ

ですね。

はい、そうです。

だから何でも気軽に相談はできたと。

はい、できました。

原告（小林洋一）

今、向こうの弁護士さんからいろいろ質問されましたので、それも含めてちょっとお聞きをしたいのですが、まず最初、先ほどもありましたけど、1回目の総会で否決をされて。

被告代理人

ちょっと待ってください。否決はされてないんでしょう。留保採決ですよ。

原告（小林洋一）

留保されて、そのときは決まらないまま、そういうことですね。

はい。

その後、役員会で決めたということでしたよね。

はい。

それはいつのことですかね。

あれは私が会長になってからですから、6月か7月やったと思います。

6月ごろでした。

平成16年6月ですか。

と思います、大体。

総会が16年3月。

3月に終わって、それから二、三カ月後です。

二、三カ月後に役員会を開いて。

役員会を開いてというより、前の法橋というところで借りてたのがカーペット屋に貸すことが決まったと。そやからうちは必要やと。ただで貸してもらっておったわけですよ、倉庫をね。それを出してくれと

言われたと。それでそのときにいろんな、どこへ建てようといろんな相談を、みんなでしたわけですよ。

それが6月ごろということですか。

そう、大体6月か7月やと思います。

法橋さんから、だんじりを出してくれと言われたのは。

いや、言われたのは4月かそのぐらいにありました。

4月ぐらいからもう言われていて。

はい。

先ほど言いましたが、そのだんじりの倉庫をつくることについて、先ほどの役員会は6月、これは間違いないですね。大体その辺りですね。

日にちをきっちり言われたら、わからんけども、大体そんなもんです。その辺のところの議事録は、先ほどもありましたように残ってないんですよ。

ありません。

甲第17号証を示す

それで、この甲第17号証の議事録で、先ほど弁護士さんから指摘がありましたように、否決ではなくて保留だと。ここには、町民より異議あり、今すぐ賛否をとらず、一たん保留して改めて採決することに合意をしたと。これは事実ですよ。

これは、法橋さんという人から倉庫を借りておって、それでみんなは、ただで貸してくれているやんかいに、それでいいやんかと。ただやったらただで安いもんはないと。そう言うて保留になったわけですよ。ただで借りとけと。法橋さんがただで貸してくれている。

総会のおきね。

総会のおきですよ。それが急遽カーペット屋に貸すと決まって、最初は、カーペット屋はその倉庫を借りてなかったんですよ。だれも借り

手がなかった。カーペット屋が貸してくれと言うてきはって、今まで貸し倉庫やったけど借り手がなかった。でも今、水のそれもやめて、あそこはクララという水の会社がそこを借りてますけど、そやけどもあそこの坪数が250坪ぐらいの大きな坪数やかいに、それを貸すと。それはもう出さないかと。それで出したわけです。

それでこの議事録では、改めて採決することで合意したと。これが事実ですかということを知っているんです。ここに書いてある、改めて採決することで合意したと書いてありますね。これで行きますと、基本的には臨時総会か何かを開いて、それで採決をとって決めないといけないですよ、これは大きなお金ですから。それを役員会で決めたというのは、どういう根拠なんですかね。

それまでに総会もあったわけですねん。

これから以降、まだ総会があったんですか。

いやいや、それが3月、4月でした。

3月27日。

3月27日。そこから役員会して、どうしようという相談をしたわけです。そんなら、そんなことを別に総会をせんと、次の総会のとときに事後報告したらええやろうと、その総会はね。そやから役員会で、とにかく町会の役員というのは、これは信頼されてなっているんやから、みんな一任しているわけです、いなかのことですんで。そやからもうごたごた言うんやったら、わしもう町会の役員ようせんと。そやから皆、頼んでしてもらっている状態やから。

まあ、それでもいいということになっているということですね。

はい、そうです。

このときの3号議案の地車倉庫建設についてと。この地車というのは。

だんじりです。

だんじりですよ。

はい。

これは大だんじりなんですか、子供だんじりなんですか。

普通のだんじりです。子供だんじりの場合は、だんじりの上に「子供」をつけるわけです。だんじりとか地車ていうたら、大きなやつを言うわけです。

大きなものですね。

はい。

だから先ほど言いました、子供だんじりを前提にした話じゃないですよ。

違います。

大きなだんじりをつくりたいという議題があったということですね。

はい、そうです。

それで、先ほど3メートル350のシャッターは、子供だんじり用だったということをおっしゃってましたよね。

はい、そうです。

ということは、この総会の時にはもう、そういう子供だんじりの話なんか、なかったのと違いますか。

子供だんじりにして、2階にする予定でした。今のところは1階だけですけど、子供だんじりを入れて、子供だんじりやったら2階を使えるさかいは、小さいさかいは、2階を何か物入れにしようということで、最初はそれで設計してもらいました。2階も使えるん違うかと、子供だんじりやったら。そないしているうちに、もう子供だんじりを、そんなもん町会から異議が出てきた。子供だんじりなんて引く人がいないと。子供も少子化で、大体若樫町で子供いうたら何人ぐらい、20人もいないぐらい人数が減ってきたわけですね。子供だんじりなんか要らんと。青年団に協力したってくれと言うたら、だん

じりやったらいるけど、子供だんじりなんか格好悪くて引けんという
ことで、もう子供だんじりをどっかへあげようと。それでやっ和高石
のほうへあげたんですけどね。

それで、その3. 35メートルの子供だんじりを入れるのを、スペースアー
トに設計を依頼したのはいつですかね。

ちょっと忘れてまいました。

少なくともこの総会の前ですよ。

私ら仕事と違うし、そんなきちっと昔のこと覚えてないわけよ。わし
も72や。そんなもう、今から5年も6年も前のことをいちいち覚え
てないわけや。もっと早いこと、建てて1年2年のときに聞いてくれ
たら、ぱきっと帳面もあるしわかるけども、そんなんこれをいつやい
つやと言われたら、そんなんわからん。わしらボランティアでやって
るだけで、皆頼まれてしているわけよ。立候補してしているのと違う
わけよ。立候補してしているんやったらあれやけど、わしも嫌々させ
られたわけや。そやけど一たん受けたら、町民のためにせないかん
というんで一生懸命やっているわけですよ。

それはわかっているんですよ。そうですね、私が疑問に思うのは、3. 35
メートルの図面が。

図面をね、今言うてるのは子供だんじりとして間違うたと。子供だん
じりの図面も、あれの図面もあったと。みんなこれ素人やから、これ
を間違うて、会長これって渡してくれたさかいに、そやからそれを市
役所へ持っていったわけですねん。それを私は、5メートルのほうの
図面やとばかり思うとったわけですねん。

申請に行かれたのは、何人で行かれたんですかね。

私だけです。

お一人で行かれたんですね、向こうまでね。

はい。

それから。

ちょっと待ってください。私と、もう一人ぐらい一緒に行ったかもわかりません。ちょっとはつきり。

もう一人一緒に行かれたんですか。

いや、わからん。何回も市のほうに行っているわけですよ。それが申請のときやったか、何回も行ったからその後やったか、ちょっと忘れましたわ。

それは申請に行った事前の相談ですよ、行かれていますのは。

そうです。そのときに市に行って、何を揃えたらいいんやということ聞いて、そこから揃えたわけです。

それでこのだんじりの建設のときには、まだ助成金は出てませんよね。

ああ、出てません。

そうすると、助成金が出るかどうかわからないんだけど、事前に相談に行つて、市から大体いけそうですよという話があったんですかね。

それは、市の要綱に基づいてあれしているさかいにいけると。とにかく隣接していると。市の要綱はこれやと。そういうことを聞いて、まあこれやったら大丈夫でしょう、いけまっしゃろということ。

それは、山本さんからのお話ですか。

はい、そうです。

もう事前に大体聞いておったということですよ、いけそうだという。

まあ、いけそうだと。

その前提で。

いや、前提と違いますよ。それもしあかん場合は、それは町会から金を全部払いますよ。

だめなときは。

だめなときは。そやけども、町会長としてできるだけ市でそういう制度があるんやったら、制度を利用してもらったほうが町民のために金が少のうて済むと。そやけど、何もそれがなかったらどうこうという、町の金出したらええんやさかい。なかったら寄附でも集めたらええんやさかい。

それで先ほど記者とのやりとりを聞きましたけど、かなり御立腹のようですけど、私も記者の方に、この件があってから電話をさせてもらったんです。記者の方も随分前の話で、詳細には覚えてないんだけど、自分たちの仕事のやり方として、記事の内容については事前に取材した人に確認をして、そして掲載すると。これが自分たちの基本的なやり方なんで、そのときにそうしたかどうかははっきりした記憶はないんだけど、そういうことをしているはずだというふうなことを私は聞いたんです。それはいかがですかね。そういうことはなかったんですかね。

何を。もう一遍言うてください。

いや、この記事をつくるに当たって、辻さんから聞いた話を記事にまとめますよね。ほんなら大体このような記事になったと。それでそれを事前に取材した方に、大体こういう内容ですよということを確認してから記事にするのが普通だと。

いやいや、それは聞いてません。

それは聞いてないの。

聞いてあったら、私はもうそこで記事とらえて書かさんと。そういうことを、いいかげんなことを書いてもらったら困るというて断った。それは私は、それはなしです。

聞いてないと。

こういうふうに掲載しますよということは聞いてません。

それから、この件があってから、うちの原告の一人の議員に、今の町会から

7
申入書というのは2回来ているんですよ。

はい。

陳述書で関係ない話なんでということになっていましたけど、事実関係で聞きたいと思うんですけど、この申入書は辻さんにも当然話がありましたよね。

はい。

当時の状況が、関係がわからないから。

はい。

あの内容は見られましたか。

いや、それが余り見てないけども、とにかくこういうことですよということを話聞いて。私は目が悪いんで余り読めないんですよ。低眼鏡で見てたら肩凝ってくるさかいに。それでどない書いてあるんということ聞いて、話は。

だから、書面そのものは見てないんですか。2回出ているんですけど、書面そのものは見てないんですか。

見てません。

あの中に、それじゃあその書面を見ていないんでしょうけど。

話は聞いてますよ。

話は聞いているんですね。

はい。

こういふことで申し入れするということ聞いていますね。

はい。

そのときに、あの書面の中で2回とも出てくるんですけど、役所の言う用途変更について、一々いつまで断らないかんとか、そういうことをあの書面に2回とも書いているんですよ。用途変更というのは一体何なのかと。で、そうするとあの新聞で書いた記事と、1回目とりあえずは備品でやったんだけど、その後だんじり倉庫に用途を変えたという記事と非常に符合するんで

すけどね、あの申入書が。それで今聞いているんですよ。

いや、それはね、とにかく記事は別にしてもらわんとね。ああいういかげんな記事を、とにかくこれをお尋ねしますけど、これだんじり倉庫やったらあきまへんなど言うわけよ。何を言うてるんやと思って。ほんで向こうがそれを一方的にとんとんとんと言うてきて、向こうはそんなん書いてくるの商売やさかいに、こっちはそんなん商売違うさかいに、全部わからんさかいに。そうやさかいに、うそは言うてないということ、それははっきり覚えているんやけど。そやからその新聞のことをどうのこうの言われても。

新聞の記事と、たまたま向こうから、おたくの町会から申入書の内容が符合しているからね。

ちょっと済みません。もう一度その内容を読んでくれへんかな、今ここで。

甲第16号証の1及び2を示す。

関係するところだけ読ませていただきます。甲16号証の1と2です。3番のところですけど、ずっと下のほうの3分の1ぐらいのところ、3番というのがありますね。ここをちょっと読ませていただきますと、「本町会館整備は、3分の2を町会が負担し、完成後に家紋等をつけ加えたものであり、完成後においても市の干渉があるような補助制度はないと理解するが、貴殿は市補助金の拠出につきその助成を受けた団体は当該会館の用途変更等につき、補助金受領後も市の了解を得なければならないと考えられているのか」と。これが1回目です。2回目の申入書、これも大体同じような趣旨ですけど、甲16号証の3の最後のほうから次のページ、2枚目にかかるころですね。「倉庫として認定したものである。又、家紋は完成後、本町会において制作したものである。貴殿は、市の補助制度を受けた団体は、その対象物の用途変更等に対し、以後幾年に亘り市の干渉が必要であるとお考え

か」と。こういうことです。

これは私の考えですけど、それは私書いてないさかいに。ただ、だんじり、地車も若櫓の資産であり、これは備品やという考え方です。今の町会長はどういう考え方してんのか知らんけど、資産、備品を入れると。ただその子供だんじりのときのその人は、恐らく3メートルのやつを変更になったということを町会長は思ったのか、それはわかりませんが。今のその町会長も、そういうことを言うはずがないんですけど、書いてあるその意味が、私もはっきりわからないんですが。用途変更ちゅうことは何をしたか。ただ用途変更というたら、2階にするというやつを1階にしたぐらいのもんで、ほかのことは全然やってません。

それじゃ、最後なんですけど、この建物、この倉庫、建築確認は受けておられますか。

受けてます。

受けておられますか。

ちょっとそれはわからんけど、受けてるはずですよんか。

いや、私はそういう話があったので、昨日和泉市の建築課に行って、あそのシステムがあるんですよ。そこの女の子に教えてもらって、こうこうで建築確認をされているかどうか、確認できるシステムが市の中にあるんですよ。それ昨日行って、女性と立ち会って、ここの場所をやったんですよ。そして、元の会館は平成4年にちゃんと確認申請がとれてますけど、この倉庫は確認申請がとれてないんですよ。それは覚えていませんか。

ちょっと私、素人ですので、建てるということをやったら当然とってくれてあるもんと思ってましたんで。また聞いてみます。それは建てたら、とらんといかんもんですか。

とらんといかんもんなんですよ。

ああ、そう。ほんなら後でまた。

当然、これを設計したスペースアートは1級建築事務所ですよ。

はい。

これはその横の本館、若樫の町会館もしている植田さんという方ですね。

そうです。

それはちゃんとやっているし、別件で黒鳥のほうに同じようなときに建てた倉庫については、やっぱりスペースアートでちゃんと建築確認がとれているんです。それなのに、この倉庫がなぜ建築確認をとらなかったのか、スペースアートの1級建築士がこれをとらないかんとすることは常識中の常識で、そういうことをやらないというのはちょっと理解できないんですけど、その辺の経過は御存じないんですね。

いや、それは私はとってくれてあるものと思ってましたんで、ちょっとわかりません。

証人はあくまでとっていただいているものと思っていたと。

私はそう思っていました。

スペースアートの事務所が勝手にやらなかったと、こういうことになるんですよ。

それはちょっとわかりません。スペースアートにはいろんな、子供だんじりも何もしてもらって、いろんなことをやったさかいに、ちょっとわかりませんわ。

裁判官（藤根）

まず、先ほど15年定例総会でだんじり倉庫を入れるところがないからどうしようということが問題になって、それで留保という形になって、その後役員会で市のほうの補助を受けられるんじゃないかという話になったとおっしゃっていたので、そういうことからすると、補助申請の当初からだんじりを入れる倉庫ということで申請されたんですか。

そうです。

だんじりを入れることが目的という。

はい。一応多目的倉庫という、だんじりも入れるしほかのものも入れる。

乙第1号証の3を示す

こちらに事業の目的1と書いてあるところに、備品等収納倉庫増築と書いてあるんですが、先ほどだんじりを入れる倉庫ということだったんですけど、備品ということになっているのはどういう理解だったんですか。

いや、今さっき申しあげましたように、私はだんじりも備品やという解釈で、これを書くんやったらだんじりとかいろいろ書かなあかんさかい、備品で一本にまとまると思ったんですけど。

だんじりと書くよりは、備品と書いたほうが良いと思ったと。

用途が広いと思いました。

ほかのものも入れるかもしれないから、広めに書いておいたということですか。

はい、そうです。

先ほど子供だんじりを入れるか普通のだんじりを入れるかで議論があったとおっしゃったんですけど、その時期について覚えていらっしゃる範囲でいいんですが、15回定例総会の前か後かわかりますか。

それは子供だんじりは前からつくれという要望があったんですけども。その前の段階で、役員総会の中では子供だんじりをつくるか普通のだんじりを入れるかで、議論があったということですか。

いや、子供だんじりの議論はなかったです。会議ではただで貸してくれてるんやからそこを使えと、それだけです。それで一応保留になったわけです。

その会議のときには、今まで倉庫に入っていた普通のだんじりをどうするか

ということについて、話していたということですか。

いや、借りている倉庫、借りてだんじりを入れていると。これはみんな、ずっと永久に貸してくれていると町民が思っておったと思うんです。

その昔から借りていたところには、子供だんじりも入っていたんですか。

いや、入っていません。

別のところに入っていたと。

はい。

では会議が終わった後に、子供だんじりを入れるかもしれないというふうに議論がなったきっかけみたいなものは覚えていらっしゃいますか。

子供だんじりというのは元々倉庫の三角の土地に、このゆがんだところへ入れとったわけですよ。そしたら子供がそれを入れたり出すときに、雨の日やったらスリップして足踏まれたとかそういう事故があったんで、これは困るということで、ほんでこれの低いほうを上げてくれと業者に言うたら、これしたら排水ができませんよと。それでもうしゃあないさかいに、それを建てかえようと。子供だんじりが危ないさかいに。

議会では普通のだんじりをどうするかが問題になっていたけど、その後子供だんじりをどこに入れるかが問題になって、ほかの子供だんじりを入れようかという話になったということですね。

はい。

それで子供だんじりを入れると3.35メートルというシャッターの高さになるということでしたけど、まずその子供だんじりの図面をつくったんですか。

子供だんじりというても、あれは町会から600万、700万も出しているわけです。金かけてつくっただんじりですよってね。

子供だんじりの3. 35メートルの図面をつくったわけですね。

はい、そうです。

まず普通のだんじりより先に子供だんじりをつくったと。

はい、そうです。

その後、普通のだんじりの図面もつくったわけですか。

はい、そうです。

裁判長

ちょっと確認するけど、今はだんじり本体じゃなくてだんじりを入れる倉庫の図面をつくったかどうかという質問です。いいですか。

はい。

裁判官（藤根）

乙第1号証の5を示す

この乙第1号証の5の、これが3. 35メートルになっているほうの図面なんですが、これの下を見ると作成年月日が16年7月12日というふうに書いてあるんですが、これはこの日にちにつくったということによろしいですか。

それはそうです。この図面のとおりやと思います。

乙第1号証の8を示す

それで、乙第1号証の8の見積書を山田建設につくってもらっているわけですが、これはいつごろつくられたものかわかりますか。

これは日にち入っていないかな。

先ほどの3. 35メートルになっている図面をつくった後に、こちらの見積書をつくったということですか。

3. 3の小さいほうの見積もりはとってません。設計だけ。

済みません、設計図です。図面をつくったより後に、こちらの見積書をつくったと。

はい。

その子供だんじりを入れようかと思って図面をつくった後に、普通のだんじりを入れることにして、もう1回図面をつくり直したということですか。

はい、そうです。

そういうふうにするきっかけは、先ほど子供はもう余りだんじりは使わなくなるからということではないですか。

はい。

それで、今まで普通のだんじりは、前の人がただで貸してくれていたというところに全部入っていたんですか。若樫会には、ほかにだんじり倉庫はあるんですか。

いや、ありません。

じゃ、今までもずっと、覚えている限りではその倉庫にあったから、その倉庫に対するお金をどうするかということは、初めて町内会としては問題となったということですか。

はい。まあほんの気持ち的なお礼ぐらいで貸してくれてあったんで、それで1年で二、三万程度のあれで、あいているんやからええよと言うて貸してくれとったんです。それを出してくれと言われたんで。

それで結局住民の採決はされないまま、市のほうからお金をもらうから議決は、先ほど留保した甲第17号証の15年の総会で議決を一たん留保したものは、もう留保したままでということになったんですか。

はい。

留保して、役員会で市からもらうからということで、その後議会では何かやりとりはあったんですか。

被告代理人

議会というのは総会のことですね。

裁判官（藤根）

そうです，総会のほうです。

被告代理人

町内総会ということです。

それは，次の総会のときに，役員会で話して，役員会でオーケーになって，そこから事後報告です。できてから総会で報告したと。そこで了解をもらたと。実はこうこうこうなりましたと，それでこれはみんなに報告してオーケーをもらいました。

裁判官（藤根）

それで今，倉庫なんです，備品も入れていらっしゃるということなんです，別の町の倉庫には集会所を入れているようなところもあるんですが，こちらの倉庫はそういう使い方はしてないのですか。

うちのところ，今葬儀を町会館でするのが大変ふえてきたわけですよ。町民の葬儀をね。それで，葬儀やさかいに，全部あけやないかん。そしたら倉庫がいすから何から何までいっぱいそこに置いてあるものをどっかへ入れやないかんと。それで倉庫がどないしても必要になったわけですよ。それと南松尾校区で若樫町自主防災があるわけですよ。その自主防災の道具，いろんな部品も入れやないかんと。それで倉庫がなかったらどうもできひんということやったわけです。

町内会で必要なもので，もう集会所には置いておけないようなものを，倉庫の中に入れていているということですか。

はい，そうです。

裁判長

16年3月に町会の総会で，地車を入れる倉庫の話が出ましたね。

はい。

なぜそこで，地車を入れる倉庫をつくる話が出たんですか。

それは，私は前会長の最後でしたのでね。私の前の話ですね，それは。

保留になったというのは。

だから、なぜそういう話が出たのか聞いているんです。

それは、地車を買ったのがその2年前でしてん。それで地車を方々へ預けてあったわけですよ。最初はニシグン工務店というところへ預けて、それから法橋さんに預けて。それで法橋さんに出してくれと言われたんで、先にそういう会議になったわけです。

じゃ、その16年3月より前に、法橋さんから出てくれという話があったんですか。

いや、違います。

じゃ、なぜそういう話が出たんですか。

一般的に常識的に考えて。

質問を最後まで聞いてね。質問を最後まで聞いてから答えてください。16年3月に、なぜそういう倉庫を建てる話が出たんですか。

一般常識として、250坪の建物、道路に幅面した土地を永久的にただで貸してくれるという馬鹿な話はないと、私はそう解釈したわけですよ。みんなに話して、これは必ず出さないかんと、これはだれか借り手があったら、貸倉庫貸しますて書いているんやから、だれかがあったら出さないかんとということを、私や私らの友達みんなグループが言うたっただけです。これずっと貸しとってくれへんぞと。借り手があるまでの、あいている間やと。それでもう検討してたわけです。

法橋さんから出てくれという話はなかったけど、いずれそういう話があるかもしれないということで、建てる話になったんですか。

はい。

ここをつくるのに2000万くらいかかってますね。

はい、かかってます。

3分の1は、市から補助してもらったわけですね。

はい。

残りはどうしたんですか。

町会から払いました。

残りは町会から出したんですか。

はい。

16年3月に、地車を入れる倉庫をつくる話のときは、大体予算としてどのぐらいのものをつくる予定だったんですか。

一番最初はもっと安いと思うとったわけですよ。1000万ぐらいでできるん違うかと。でも、屋根がスレートやったらいかんとかいうことでだんだん変えて、今の2000何ぼになったわけです。

そのときに、特別会計から500万円出す話がありましたね。

はい。

残りはどうする予定だったんですか。

それは寄附を集めてもええし、どうでもできるちゅうんで、やり始めたわけです。

市からの補助を考えていなかったんですか。

途中でもうこれは、市のやつは大体おりのやろうというんで、それは途中からです。

16年3月のときは考えていなかったんですか。

いや、申請するときはもうわかってました。それは3月と違うと思います。先ほど言ったとおり、16年3月の総会で話が出たときには考えていなかったのですか。

はい、そうです。

甲第21号証を示す

今できている倉庫は、この図面に大体記載してあるとおりのものができるんですか。

大体このとおりです。

特に、この倉庫には2階とかはないんですね。

ないです。

この倉庫に入れてあるものなんだけど、だんじり以外にはどんなものが入っているんですか。

これは若樫町としてのそういう葬儀のあれとか、極端にいうたらこれ。もう一度聞きます。具体的にどのようなものが入っているんですか。

一番大きいのは旗が入ってます。大きなのぼりっちゅう旗。これが30何ぼ入ってます。これは何のためっていうたら、若樫町には若樫不動尊ちゅうのがあるわけです。これを町民が全部で交替でおまつりしているわけです。そのための旗が30あるわけです。それが一番高いもので、これは大体3メートルぐらいあるのぼりです。

説明はいいから、あとどんなものが入っているんですか。

自主防災のエンジン。

防災のエンジン。

消化ドーム。火事を消したり水をとめたりする道具が入っています。ポンプ車とかそういうのじゃなくて。

それも入っているときもあります。大体、主にそんなものです。

このだんじり自体は、だれの所有物なんですか。

町会の所有物です。

町会がお金を出してつくっているんですか。

町会はだんじり愛好会ちゅうのが買うたわけです。それを町に、とにかく町にとってくれと。経費が要り過ぎるというんで、それは金出して買うたのはだんじりの委員会の人です。

じゃ、町が寄附を受けて所有しているということなんですか。

いや、ただもらったわけです。

うん、ただでもらったというのは、寄附を受けたということではないんですか。

寄附は、だんじり愛好会という人らが受けたわけです。だんじりをとにかく買うと。皆寄附してくれちゆうて集まって、それは50万とか30万か40万か、そんなん集めて買うわけです。

じゃ、今だんじりを所有しているのは愛好会なんですか、町会なんですか。町会です。

以 上